

12月1日(月)は固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

項 目	期別	納期限 (口座振替日)	期別	納期限 (口座振替日)
固定資産税	4期	12月1日(月)	納め忘れがないかご確認ください	
国民健康保険税(普通徴収)	5期	12月1日(月)	4期	10月31日(金)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	5期	12月1日(月)	4期	10月31日(金)
町県民税(普通徴収)			3期	10月31日(金)

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行
- 北都銀行
- 羽後信用金庫
- JA秋田おばこ
- JA秋田ふるさと
- ゆうちょ銀行

納付書に記載された二次元コード(eL-QR)を利用して地方税お支払サイトからも納付できます。詳しくは右の二次元コードよりご確認ください。



地方税お支払サイト

町税等の納付方法の詳細については町ホームページまたは「令和7年度版 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

家屋(居宅、車庫、小屋、店舗等)の異動届出を忘れていませんか

■登記している家屋を解体した場合

登記している家屋を解体したときは、法務局へ滅失登記申請が必要です。滅失登記が完了した年の翌年度から課税対象外となります。登記については、秋田地方法務局大曲支局(☎0187-63-2100)にお問い合わせください。

■登記していない家屋を解体・所有者を変更した場合

町税務課に「家屋異動届出書」の提出が必要です。令和7年中に解体・所有者を変更した場合は、年内に届出をしてください。居宅が登記されているが、車庫が未登記などの場合も含まれます。

※所有者を変更した場合の添付書類 ・ 相続：遺産分割協議書、相続関係図等のコピー ・ 売買：売買契約書のコピー

■10㎡未満の新築、増築等を行った場合

町税務課に「家屋異動届出書」の提出が必要です。※10㎡以上は建築確認申請が必要です。

土地・家屋等に対する固定資産税は、毎年1月1日時点の所有状況で課税されます。お早めにお手続きをお願いします。

申・問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902

町税の滞納処分(財産差押え)について

町税が定められた納期限までに納付されない場合、督促状や催告書を送付するなどして、速やかに納付いただくよう催告を行っています。それでも納付いただけない場合には、地方税法や国税徴収法の規定により、その方の財産を差し押さえ、町税に充当する滞納処分を実施しています。

差押え 財産の例

- ・ 債権(預貯金、給与、生命保険、所得税還付金、売掛金、田の賃料、農政関係交付金など)
- ・ 不動産(土地、建物、自動車)
- ・ 動産(軽自動車、バイク、骨董品、貴金属など)

■滞納している方が亡くなった場合は

配偶者や子などの相続人へ支払い義務が引き継がれます。そのまま放置しておくと、相続人が滞納処分を受けることがあります。

■早めに納税相談を

税の支払い能力があるにもかかわらず納税しない方などが滞納処分の対象となります。やむを得ない事情により納期限までに納税できない場合は、お早めにご相談ください。

■令和6年度財産等差押え実績

差押え件数143件 差押え取立金額6,148千円

滞納処分 までの流れ

納
期
限

督促
(※1)

催告
(※2)

財産
調査

財産
の差押え

公売・
取立

町税
に充当

(※1)督促状を出した日から10日経過した日までに完納しない場合は、財産を差し押さえなければならないと規定されています。督促状を受け取った場合は速やかに納付してください。

(※2)催告の前に財産の差し押えを実施する場合があります。

問 町税務課 滞納対策班 ☎0187(84)4902

美郷町雇用促進支援金を給付します

変化する社会情勢等の影響下における雇用環境の維持を図ることを目的として、町民を雇用する企業等を支援します。

給付対象者◆令和7年4月1日以降に、次に該当する町民を新たに正社員(雇用期間の定めなし、週の所定労働時間が30時間以上)として、6カ月間雇用継続した町内に事業所を有する個人または法人

- (1) 新卒者(高校、大学等を卒業して3年以内の未就職者)
- (2) 中途採用者(60歳未満)
- (3) 移住者(10年以上の町外居住者、60歳未満)
- (4) 新型コロナウイルス等の影響による離職者(60歳未満)
- (5) 美郷町商工業振興奨励金、美郷町本社機能移転促進事業補助金、美郷町起業家総合支援事業補助金、美郷町中小企業新分野進出応援事業補助金の交付決定者より雇用された者(60歳未満)

交付額◆(1) 1人につき15万円
(2)～(5) 1人につき10万円

申請期限◆令和8年3月31日(火)

申請方法◆正規雇用してから6カ月以後に、必要書類をそろえて下記へ申請してください。

必要書類◆次の書類は一部です。詳細は町ホームページをご確認ください。

- ・美郷町雇用促進支援金給付申請書
- ・履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)
- ・事業主の住民票抄本など事業所所在地が確認できる書類(個人事業主の場合のみ)
- ・支援金対象者調書
- ・事業者雇用状況証明書
- ・雇用契約書または労働条件通知書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・出勤簿等の写し 等

※申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、下記の窓口に備え付けています。



申・問 町商工観光交流課 商工観光交流班 ☎0187(84)4909

住民生活課



今月の粗大ごみ収集について(今月が最終月です)

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。

収集日◆11月20日(木)

申込期間◆11月10日(月)～11月17日(月) ※土日を除く
平日の午前8時30分から午後5時まで

事前に美郷町シルバー人材センターへの申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。
※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。

古着類の回収について

可燃ごみの減量とリサイクルの推進のため、古着類の回収を実施しています。回収した古着類は海外等で再利用されるほか、繊維材料としても活用されます。

回収場所◆美郷町古布回収倉庫

※美郷中学校～六郷わくわく園を目指してお越しください。回収日には「のぼり」を掲げています。

回収できるもの

古着類、シーツ、毛布(電気毛布を除く)、タオル、着物・帯、背広などで洗濯済みのもの

※内容物がわかるように透明または半透明な袋に入れ、必ず口(くち)を結んでほどけないようにして持参してください。また、新品衣類の包装やクリーニング後の札などは外してください。

回収できないもの

ふとん、まくら、座ぶとん、布の切れ端・糸くず、電気毛布、かばん、靴、濡れているもの、汚れているもの、ペットに使用していたもの

回収日◆

第1回(終了)	5月 11日(日)
第2回(終了)	7月 13日(日)
第3回(終了)	9月 14日(日)
第4回	11月 9日(日)

回収時間◆午前9時～午後3時



秋の火災予防運動を実施します

消防団員募集中! 女性団員也大歓迎です!

秋の火災予防運動を11月2日(日)から11月8日(土)までの期間で実施します。火気の近くに燃えやすいものを置かないよう、また「ごみ焼き」「寝たばこ」「たばこのポイ捨て」は絶対にしないよう注意しましょう。秋は火災が発生しやすい季節です。火の取り扱いには十分注意して火災の発生防止に努めましょう。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

